

(財)自治体国際化協会ロンドン事務所マンスリートピック(2011年4月)

【ロンドンの経済開発を担う新組織の設置等について】英国

2010年5月の総選挙で誕生した保守党と自由民主党の連立政権は、政権誕生後間もなく、イングランド9地域に設置されていた地域開発公社(RDAs)を廃止する方針を決定した。ロンドンのRDAであるロンドン開発公社も、2012年4月までに廃止され、その機能はグレーター・ロンドン・オーソリティ(GLA)に移管されることが決定した。これを受け、ロンドンでは現在、新組織の設置などにより、経済開発に関する機能の再編成が行われている。

* * *

まず2011年2月には、ビジネス・改革・技術省及びコミュニティ・地方自治省が、ロンドン全域をカバーする「地域産業パートナーシップ(Local Enterprise Partnership、LEPs)」として、「ロンドン産業パートナーシップ(London Enterprise Partnership)」の設置を承認した。LEPsとは、地域の経済開発促進を担う自治体と企業のパートナーシップであり、RDAsに代わる組織として、既にイングランド各地に設置されている。

「ロンドン産業パートナーシップ」の理事長は、ボリス・ジョンソン・ロンドン市長及び産業界の代表者が共同で務めることになる。理事会メンバーは、ロンドン内の3区のリーダーのほか、企業、大学、地域のボランタリー組織の代表者で構成される見込みである。その目的は、ロンドンにおける企業の発展、経済成長、産業界における様々な革新、職業訓練と雇用創出を支援することである。また、経済開発支援を目的とした妥当な額の補助金がロンドンに分配されるよう、中央政府に訴えることも役割の一つである。

ロンドンにおけるLEPの設置は、中央政府が2010年10月に申請の受付を開始し、ロンドンにおいて最も適切と思われるLEPの形態を提案するよう呼び掛けた。今回承認を受けた「ロンドン産業パートナーシップ」の設置申請は、同年12月に政府に提出された。またこれとは別に、ロンドン西部の複数の区がLEP設置を申請していたが、却下された。

* * *

また、2012年のロンドン・オリンピック開催後のオリンピック用地の再利用、管理などに責任を有する公的組織である「オリンピック用地開発・管理局(OPLC)」については、ジョンソン・ロンドン市長が現在、「ロンドン市長開発局(MDC)」に再編するよう、中央政府に提案している。ロンドン市長開発局の設置は、後述のようにジョンソン・ロンドン市長が2010年6月に最初に政府に提案した後、政府が2010年12月に議会に提出した「2010-11年地域主義法案(Localism Bill 2010-11)」に盛り込まれた。同法案は、ロンドン市長に対し、グレーター・ロンドン内の区域を「ロンドン市長開発区域(Mayoral

development areas)」に指定する権限を付与し、各区域に「ロンドン市長開発局」を設置することを提案している。

市長の案は、ロンドン東部に位置するオリンピック用地及びその周辺地域を「ロンドン市長開発区域」に指定し、OPLC を、同区域を管轄区域とする「ロンドン市長開発局」に再編するというものである。同局は、OPLC の資産及び責務のほか、同局の管轄区域となる地域の再開発を現在担当している既存の組織の責務も引き継ぐ。市長の案によると、同局は、「2010-11 年地域主義法案」の成立後の 2012 年 4 月 1 日からその機能の大半を開始し、2012 年 10 月より、オリンピック用地及び周辺地域の建築許可申請の承認・拒否の権限を OPLC から引き継ぐことになる。また、同局の管轄区域内に入るロンドンの 4 つの区と密接に協働することが意図されている。市長は同案について、「OPLC の機能を向上させ、オリンピックに関連した地域への投資を最大限有効に活用することを可能にする。更に、最も重要なことは、オリンピック用地の再開発の成功を、周辺地域や更に広い地域の再開発の成功につなげることができる点である」と述べている。

前述のように、市長によるこの提案が最初に政府に示されたのは、ロンドン地域政府事務所を直ちに廃止すると共に、イングランド 9 地域の RDAs を 2012 年に廃止するとの政府決定が発表された後の 2010 年 6 月であった。同案はその後、「ロンドン市憲章 (London City Charter)」の規定に従って開催された「ロンドン会議 (London Congress)」の会合で、市長から各区のリーダーに発表された¹。更に、やはり同年 6 月、今度はジョンソン・ロンドン市長及びロンドン議会、ロンドン自治体連合 (London Councils)²の各議長による共同書簡という形で、ロンドンへの分権に関する様々な提案がコミュニティ・地方自治省に示された際、OPLC の「ロンドン市長開発局」への再編も、提案の一つとして盛り込まれた。しかし、ロンドン議会及びロンドン自治体連合は、この書簡の中で、同提案に関する懸念事項を幾つか挙げており、現時点では、条件付きで支持するに留まっている。

なお、「2010-11 年地域主義法案」は、全ての「ロンドン市長開発局」に対し、下記の分野において、「都市開発公社 (UDCs)」³と同様の権限を付与することを提案している。

- ・インフラ施設建設
- ・地域再生、地域開発及び土地に関連するその他の業務
- ・土地の強制買収を含む土地の取得

¹ 「ロンドン市憲章」とは、ロンドン自治体連合及びボリス・ジョンソン・ロンドン市長が 2009 年 4 月に署名した自主的な合意文書である。「ロンドン会議」とは、「ロンドン市憲章」の中でその開催が規定されているロンドン各区のリーダー及びロンドン市長が出席する会議である。会議の目的は、GLA 及びロンドン各区分での政策方針の調整等であり、最低年 2 回開催される。

² 「ロンドン自治体連合」とは、ロンドンの 32 区及びシティ・オブ・ロンドンの代表組織である。

³ 「都市開発公社」とは、都市部の特定の地域の再開発に責任を有する外郭団体である。

- ・道路
- ・親会社の子会社を含む企業の設置
- ・地域の企業に対する財政的支援

同法案は更に、「ロンドン市長開発局」が、(1)管轄区域における建築許可申請の承認・拒否の権限を自治体から引き継ぐべきか (2)企業に対し、ビジネス・レイトの軽減措置を適用する権限を有するべきか、の2点について、ロンドン市長に決定権を付与することを提案している⁴。

* * *

また、政府は2011年3月に発表した2011年度予算の中で、イングランド内10ヶ所のLEPsのエリア内に、経済成長促進重点地域として、新たに「エンタープライズ・ゾーン(Enterprise Zones)」を設置する許可を与えることを明らかにした。更に、ジョンソン・ロンドン市長は予算発表後間もなく、ロンドン東部ニューアム区(Newham)のロイヤル・ドックス地域(Royal Docks)を、「エンタープライズ・ゾーン」の設置区域に指定することを明らかにした。

ロイヤル・ドックス地域には、2009年にG20サミットの会場として使われた欧州最大の展示・会議場の一つである「エクセル展示センター」があるため、経済的に繁栄した地域であるとのイメージがあるが、実際は、低所得者層が多い貧困地域である。同地域は、1981～98年に設置されていた「ロンドン・ドックランズ都市開発公社」の管轄地域に入っていたが、2004年に設立された「ロンドン・テムズ・ゲートウェイ都市開発公社」による再開発対象地域からは外された。同地域が経済再生への支援を必要としていることが明白であることから、この措置は過ちであったとの声もある。

他の地域と同様、ロンドンの「エンタープライズ・ゾーン」にも、経済成長促進策が適用される。その一つは、現在の国会会期が終了する2015年春までにゾーン内に事業所を移転した企業を対象に、今後5年間、27万5000ポンドを上限としてビジネス・レイトを全額免除するというものである。また、新たにゾーン内に設置された企業から徴収したビジネス・レイトの税収は、今後25年間、「ロンドン産業パートナーシップ」が保持することができる。これらの措置により、ロンドンにおける経済開発向け資金を継続的に保持することが可能になる。それらの資金は、ロイヤル・ドックス地域以外のロンドン内の地域の経済成長促進策に充てるほか、地域への投資等を目的として借入を行う際の保証金に充てることが可能となる。

⁴ ビジネス・レイトとは、オフィスや工場等、居住用資産以外の資産に課せられる税金であり、資産の占有者が納税する。ノン・ドメスティック・レイトとも呼ぶ。

また、「エンタープライズ・ゾーン」と同様に地域経済活性化を目的としたロンドン内のその他の動きとしては、ハリンゲー区(Haringey)が現在、同区内のトッテナム地域(Tottenham)に、前述の「ロンドン市長開発局」を設置するよう求め、ジョンソン・ロンドン市長と交渉を行っていることが挙げられる。トッテナム地域は、ロンドンでも特に貧しいエリアとして知られている。同区は、トッテナム地域に「ロンドン市長開発局」を設置し、ビジネス・レイトの軽減措置を適用するよう求めている。

また、ジョンソン・ロンドン市長は 2011 年 3 月下旬、「アウター・ロンドン委員会(Outer London Commission)」が、GLA から 5000 万ポンドの補助金を交付されることを明らかにした。「アウター・ロンドン委員会」とは、ロンドンの外縁部の地域である「アウター・ロンドン」の経済活性化策を市長に提言することなどを目的に、ジョンソン・ロンドン市長が設置した委員会である。今回の補助金は、アウター・ロンドン内の荒廃した街の中心部の再生事業に充てることを目的としており、受給申請を提出し、承認された複数の区に分配される。

* * *

最後に付け加えると、2011 年 4 月 1 日、ロンドンのプロモーションを担う新組織「ロンドン・アンド・パートナーズ(London & Partners)」が設置された。「ロンドン・アンド・パートナーズ」は、ロンドンの観光促進業務を担う「ビジット・ロンドン(Visit London)」、ロンドンへの投資誘致機関である「シンク・ロンドン(Think London)」、海外の学生向けにロンドン内の大学への留学情報を提供する「スタディ・ロンドン(Study London)」が合併・統合して設置された組織である。「ロンドン・アンド・パートナーズ」は、設置に伴い、今後ロンドンの対外宣伝業務に使われる同組織のロゴなどを発表した。同組織は、2015 年まで毎年、GLA から補助金を付与されることが決まっているが、2015 年以降については、GLA が設定した達成目標に照らし合わせた業績評価の結果によって、補助金を継続するかどうかが決まる。

また、やはり 4 月 1 日、英国貿易・投資庁(UKTI)は、2012 年の RDAs の廃止後、RDAs が担っていた海外企業によるイングランドへの投資への支援業務を、民間のコンサルティング会社である「PA コンサルティング・グループ」に委託することを明らかにした。同社は、別のコンサルティング会社である「OCO コンサルティング社」及び英国商工会議所とのパートナーシップでこの業務を担うことになる。ロンドンでは、GLA 及びロンドン・アンド・パートナーズとも協力しながら、ロンドン以外のイングランドの地域では 3 組織のみで業務を行う。

【「グレーター・マンチェスター合同行政機構」が誕生】英国

背景

イングランドでは 1986 年、サッチャー保守党政権の方針で、都市部の広域自治体であった「大都市圏カウンティ(Metropolitan County Council)」が廃止され、大都市圏カウンティの下に設置されていた「大都市圏ディストリクト(Metropolitan District Council)」が一層制の自治体に再編された。イングランド北西部に設置されていたグレーター・マンチェスター大都市圏カウンティも廃止され、それに伴い、その下に設置されていた 10 の大都市圏ディストリクトの代表組織として、「グレーター・マンチェスター自治体協会 (AGMA)」が新設された。AGMA の役割の一つは、英国政府及び欧州連合 (EU) に対し、グレーター・マンチェスター地域を代表することである。AGMA への加入は義務ではなく、自治体の任意に任されている。

AGMA は、2008 年 12 月、グレーター・マンチェスター地域の住民を対象に、渋滞緩和を目的とした道路課金制度 (congestion charge) の導入の是非を問う住民投票を実施した。AGMA は、政府補助金及び政府からの借入金で合計 30 億ポンドを路面電車「メトロリンク」の路線拡張を含めた公共交通システム改善計画の資金として調達し、道路課金制度の料金収入で借入分を返済することを計画していた。しかし、住民投票の結果は、反対が 78%、賛成が 21%と、反対票が圧倒的多数を占め、道路課金制度は実現に至らなかった。

また AGMA は 2008 年 7 月、コミュニティ・地方自治省及び地域のパートナー組織と、地域連携協定 (MAA) を締結した。地域連携協定とは、地域の経済成長促進を目的として、自治体の行政区画を超えたパートナーシップを奨励する仕組みであり、自治体及びそのパートナー組織、中央政府の間で締結される。当時の労働党政権は、「都市圏 (city region)」の枠組みを行政単位として活用することを主要政策の一つとして打ち出しており⁵、その流れを受けて AGMA は、政府に提出した MMA 締結申請書の中で、グレーター・マンチェスター地域を「マンチェスター都市圏」との名称で呼んでいた。

なお、労働党政権は 2004 年 11 月、イングランド北東部で、同地域における地域議会の設置の是非を問う住民投票を実施したが、反対多数で否決された。この結果を受けて、イングランド 8 地域における地域議会設置構想は廃案となり、これに代わるものとして労働党政権が打ち出したのが、都市圏化構想であった。

その後、2009 年秋に成立した「2009 年地域民主主義、経済開発、建築法 (Local

⁵ 都市圏とは、一つまたはそれ以上の都市と、それらの都市に労働力とサービス業の利用者を供給している周辺エリアが一つのブロック (都市圏) を形成していることを見なし、そのブロックに対し、エリア内の経済開発、都市計画、雇用、交通などに関する権限を与えるという考え方である。労働党政権が推進していたイングランド北部の経済活性化戦略の実行委員会が 2004 年 9 月に発表した報告書「前進： イングランド北部における経済成長戦略 (Moving Forward: The Northern Way Growth Strategy)」は、同地方の 8 つの都市圏が、経済成長のけん引役になると述べていた。

Democracy, Economic Development and Construction Act 2009)」は、国務大臣が二次立法の一つである「命令 (order)」を発令することにより、自治体より上位のレベルに都市圏の行政組織を設置することを可能にした。同法はまた、都市圏より権限は少ないものの、法的地位を有する MAAs の設置を可能にした。同法は、法的地位を有する MAAs の設置について、コミュニティ・地方自治相よりガイダンスが策定・発行されると記していた。

なお、「2009 年地域民主主義、経済開発、建築法案」の目的の一つは、2007 年 7 月に発表された「サブ・ナショナル・レビュー」で示された主な提案の法制化であった。「サブ・ナショナル・レビュー」とは、財務省の主導で行われたイングランド 8 地域 (ロンドンを除く) における経済開発、地域開発の見直し作業の結果報告書の通称である。

また、これより先の 2009 年春に発表された 2009 年度予算では、AGMA の申請が承認され、法的地位を有する都市圏を試験的に創設する二つの地域のうちの一つに、グレーター・マンチェスターが選ばれたことが明らかにされた。もう一つの地域は、同じくイングランド北西部に位置するリーズ (Leeds) であった。しかし、2010 年 5 月に実施された総選挙により、政権が交代したため、両地域での法的地位を有する都市圏の創設は、結局実現しなかった。

総選挙前に中央政府が AGMA のメンバー自治体を対象に行った意見聴取作業では、(1) 法的地位を有する都市圏の設置によってグレーター・マンチェスター地域に付与される継続教育 (further education) に関する権限を、既に計画されているより更に拡大すること、(2) グレーター・マンチェスター都市圏の行政体の名称として提案されていた「グレーター・マンチェスター都市圏行政機構 (Manchester City Region Authority)」を、「グレーター・マンチェスター合同行政機構 (Greater Manchester Combined Authority)」に変更することで自治体間の意見が一致していることが分かった。

しかし、昨年 5 月の総選挙で誕生した保守党と自由民主党の連立政権は、経済成長促進を目的とした自治体間の連携の枠組みとしては「地域産業パートナーシップ (Local Enterprise Partnership, LEPs)」の設置を優先しており、法的地位を有する都市圏及び MAAs の設置は事実上、廃案になった。総選挙以降、中央政府に対し、法的地位を有する都市圏の設置または MAAs の締結を求める自治体からの申請は提出されていない。また、エリック・ピクルス・コミュニティ・地方自治相は、前述した「2009 年地域民主主義、経済開発、建築法」が規定した法的地位を有する都市圏及び MAAs に関するガイダンスの策定義務を無視し、これを実行していない。

こうした状況であるにも関わらず、AGMA は、グレーター・マンチェスター地域における法的地位を有する行政体の設置というプランを計画通り押し進め、必要な立法措置を行うよう、政府に求めた。その結果、コミュニティ・地方自治省は 2010 年 11 月、「グレーター・

マンチェスター合同行政機構」の設置を承認し、これを目的とした「命令」を制定することを明らかにした。

「グレーター・マンチェスター合同行政機構」の設置

エリック・ピクルス・コミュニティ・地方自治相は2011年2月、「2009年地域民主主義、経済開発、建築法」の規定に従って、「グレーター・マンチェスター合同行政機構設置命令 (Greater Manchester Combined Authority Order)」を国会に提出した。上下両院は2011年3月、同命令を承認し、これを受け同年4月1日、「グレーター・マンチェスター合同行政機構 (GMCA)」が設置された。

GMCAの規定によると、GMCAのメンバーは、グレーター・マンチェスター地域の10の大都市圏ディストリクトから各1名ずつ任命された計10人の地方議員で構成される。これら10人のメンバーはそれぞれ、GMCAの評議会(meetings)において、1人1票ずつの議決権を有する。10自治体は、これらメンバーの不在時に代理を務めることができる予備メンバーを指名することもできる。

GMCAは、10人のメンバーの中から議長及び副議長を指名する。評議会での議案の可決には、過半数の承認が必要とされる。ただし、下記に挙げる項目については、承認には少なくとも7票の賛成票が必要とされる。なお、議長及び副議長は、評議会における採決結果が賛否同数となった場合の決定票を投じることはできない。

- ・GMCAが法律によって策定を義務付けられる全ての計画及び戦略の承認及び変更
- ・GMCAの予算及び財政計画の承認及び変更
- ・国務大臣より提案された中央政府からGMCAへの機能及び予算の委譲の承認
- ・GMCAが決定したその他の計画及び戦略の承認及び変更

GMCAの設置と同時に、1968年に設置された「グレーター・マンチェスター旅客輸送局 (Greater Manchester Passenger Transport Executive)」に代わり、GMCAの執行機関として「グレーター・マンチェスター交通局 (TfGM)」が新設された。TfGMは、前述の路面電車「メトロリンク」を所有し、外部委託によって運営を行うほか、バス、鉄道サービスへの補助金拠出などを行い、グレーター・マンチェスター地域における公共交通サービスに責任を負う。また、公共交通による環境への負荷軽減を目指す政策方針の策定支援なども行う。

TfGMの業務監視を担うのは、「グレーター・マンチェスター合同交通局 (Greater Manchester Integrated Transport Authority)」に代わって創設された「グレーター・マンチェスター交通委員会 (Transport for Greater Manchester Committee)」である。同委員会は、グレーター・マンチェスターを構成する10自治体から任命された33人の議員で構成され、GMCAに代わり、TfGM関連の政策方針の策定も行う。しかし、TfGMの予算

及び「地域交通計画」⁶に関する権限は GMCA が保持する。また、GMCA 及びその関連機関の業務の評価・監視は、10 自治体から各 3 名ずつ指名された議員で構成される「業務評価合同委員会 (JOSC)」が行う。

一方、AGMA については、○グレーター・マンチェスター地域の自治体の利益を代表する中央政府へのロビー活動 ○GMCA が関わらない自治体業務及びその関連事項（緊急事態計画、公衆衛生、公営住宅、地域の住民組織等への補助金交付、複数の自治体による公共サービスの共同提供、自治体業務における効率性の向上など）に関する 10 自治体間の方針の調整役を担うという形で存続する。また、「グレーター・マンチェスター警視庁 (Greater Manchester Police)」、「グレーター・マンチェスター消防・救急局 (Greater Manchester Fire and Rescue Service)」、「グレーター・マンチェスター廃棄物処理局 (Greater Manchester Waste Disposal Authority)」等の、地方自治体ではない AGMA のメンバー組織については、GMCA の評議会において、事前に議題を通知され、発言もできるが、議決権は与えられていない。

GMCA の本部は、AGMA と同様、マンチェスター市中心部から北西 26 キロほどの場所に位置するウィガン市 (Wigan) に設置されている。GMCA はまた、2011 年 4 月からその機能を開始した「グレーター・マンチェスター地域産業パートナーシップ」の理事会メンバーを指名する役割も担っている。

最後に、グレーター・マンチェスター地域のプロモーション機能を担う組織について付け加えると、財政難を背景に、2012 年のイングランド北西部地域開発公社廃止後、現在の 6 つの機関が、3 組織に統合されることが 2011 年 2 月に明らかになった。3 組織のうち一つは、「ビジット・マンチェスター (Visit Manchester)」及び「マーケティング・マンチェスター (Marketing Manchester)」が統合して設置される機関であり、同地域の観光促進及びマーケティング、広報活動などを担う。二つ目は、調査研究活動の支援、雇用促進、職業技術の向上を担う機関で、名称は「ニュー・エコノミー (New Economy)」となる。三つ目は、組織名が「マイダス (MIDAS)」で、職業訓練支援、地域経済成長、対内投資促進を担うことになる。これら 3 つの新組織は、GMCA 及び「グレーター・マンチェスター地域産業パートナーシップ」の監督下に置かれることになる。

【LG グループと政府が気候変動対策への取り組みに関する覚書を締結】英国

地方自治体協議会グループ (LG グループ) 及びエネルギー・気候変動省 (DECC) は

⁶ イングランドの自治体が中央政府へ提出することを義務付けられている、地域の交通政策に関する目標、戦略、現状などをまとめた文書。

2011年3月、自治体と中央政府が相互に協力して気候変動対策に取り組むことを約する覚書(memorandum of understanding)を締結した。LGグループは、イングランドの地方自治体の代表組織である地方自治体協議会(LGA)及びそのグループ組織の総称である。同覚書には、クリス・ヒューン・エネルギー・気候変動相及び地方自治体協議会の副議長で同協議会の自由民主党グループのリーダーでもあるリチャード・ケンプ・リバプール市議会議員が署名した。

覚書の目的は、気候変動対策を目的としたエネルギー・気候変動省とLGグループのパートナーシップの枠組みについて合意することである。覚書には、パートナーシップの目的及び方針等、実行管理体制、役割及び責任等が記されている。パートナーシップの狙いの一つは、温暖化ガス、「燃料貧困(fuel poverty)」⁷、再生可能エネルギーに関する国の目標の達成支援であり、また、「イングランドの地方自治体全体で温暖化ガス排出量を30%削減する」というLGAの目標の達成にも貢献できると考えられる。

パートナーシップのもう一つの狙いは、イングランドの全ての自治体に対し、地域ごとの意欲的な目標の達成を目指しながら、下記の点を実現するべく断固たる措置を実行するよう、奨励することである。

- ・自治体が使用する建物及び自治体業務から発生する温暖化ガス排出量を削減する。
- ・自治体の影響力と権限を使って、一般家庭及び企業、交通機関から排出される温暖化ガスを削減すると共に、再生可能エネルギーの発電量を増大させる。
- ・中央政府による温暖化ガス削減策の推進に地域レベルで参加する。政府によるそれらの政策には、現在国会で審議中である「2010/2011年エネルギー法案(Energy Bill 2010 / 2011)」に盛り込まれている省エネルギー推進プログラムである「グリーン・ディール(Green Deal)」、「スマート・メーター」と呼ばれる高機能電気メーターの利用促進、再生可能エネルギーの発電量増大を目指す政策などが含まれる。

エネルギー・気候変動省とLGグループは今後毎年、覚書の見直しを行い、毎年5月末までに共同で報告書を作成する。報告書には、覚書に盛り込まれた、同省及びLGグループ、イングランドの地方自治体による気候変動対策導入計画の進捗状況などが示される。

⁷ 「燃料貧困」とは、所得が低いために、家屋を適切に暖房することが困難である状態を指す言葉である。英政府は、暖房費が所得の10%を超える世帯は「燃料貧困」の状態にあると定義している。

エネルギー・気候変動省は、覚書の中で、LG グループと協力のうえ、同省が現在行っている政策見直しに自治体の経験が確実に反映されるよう努めることに合意している。更に、同省による今後の政策立案において、自治体による公共サービス提供の実情及び自治体の希望等を考慮に入れることを約している。一方、LG グループは、「新ノッティンガム宣言」及びその他のしかるべき合意書または宣言書に署名し、気候変動対策に積極的に取り組むことを誓約するよう、自治体に奨励することで合意している。

「ノッティンガム宣言」⁸とは、自治体が気候変動への取り組みを宣言する文書であり、2000年に策定された。同宣言の二つの柱は、温室効果ガス排出量削減による気候変動の影響緩和と、気候変動への適応である。自治体は、同宣言に署名することにより、自治体全体で気候変動対策に取り組み、地域コミュニティが気候変動による影響に対処できるよう準備を行うことを誓約する。既にイングランドの自治体の90%がノッティンガム宣言に署名しており、またスコットランド及びウェールズの自治体も、各地方の同様の宣言書に署名している。

エネルギー・気候変動省は、ビジネス・企業・規制改革省(BERR)⁹のエネルギー関連の責務及び環境・食糧・農村問題省(DEFRA)の気候変動関連の責務を引き継いで2008年10月に創設された。同省の大臣は、2010年5月の総選挙で現在の保守党と自由民主党の連立政権が誕生して以降現在まで、自民党のクリス・ヒューン下院議員が務めている。

【地方自治体は再生可能なエネルギー増加のための枠組み改善を請求】ドイツ

2011年3月11日に東北地方太平洋沖に発生した地震と津波による被害を受けた福島原子力発電所のニュースを受け、ドイツ連邦政府は3月16日にドイツ国内の旧型7基の原子力発電所の操業を一時停止し、今後の原子力発電戦略を再検討することを発表した。原子力発電所を運営するエネルギー企業は、旧型原子力発電所の長期運用を望んでいるが、ドイツでは、国内のエネルギー供給体系を見直し、原子力依存から脱却することが広く支持されている。2000年に当時の社会民主党率いる政権が、2022年までに原子力依存から脱出することについて、エネルギー企業と合意したことは、多くの国民から歓迎された。この合意は現政権により反故にされたが、日本での事故は、再びその問題を政治課題に押し上げ、選挙結果にも影響を及ぼしている。3月27日に行われたバーデン・ヴュルテンベルク州及びラインラント・プファルツ州の州議会選挙において、原発反対を大々的に掲げた緑の党が最も票を伸ばした。バーデン・ヴュルテンベルク州で

⁸ 正式名称は「気候変動に関するノッティンガム宣言(The Nottingham Declaration on Climate Change)」。

⁹ 2009年6月にビジネス・改革・技術省(Department for Business, Innovation and Skills, BIS)に改称。

は、2006年の州議会選挙と比べて、緑の党が議席を二倍に増やし、緑の党の首相が率いる社会民主党との連立政権が生まれる予定である。緑の党が州首相を出すのはドイツでは初めての快挙である。

地方自治体を代表する組織ドイツ都市会議(大都市)、ドイツ市町村連盟(中小規模都市)は、自治体系企業連盟(VKU)と3者で共同記者会見を行い、連邦政府の原子力発電への「再検討決定」を歓迎しつつ、既存の連邦エネルギー戦略について、今以上に再生可能なエネルギー供給を増やしていくよう見直しを進めることを要求した。各連盟の代表者は共同で次のように述べた。「地方自治体と地方自治体系の企業は、エネルギー供給体系再編に向けての準備ができており、この重要な事業に共同して取り組みたいと思っている。今回の事故を契機にエネルギー戦略を見直し、気候保護の総合的な目標の下で、現代的で将来志向のエネルギー供給体系を構築することができると信じている。」

将来のエネルギー供給体系は、現在の集中化された構造とは違って、より分散化された体系となる可能性が高い。ドイツ都市会議の事務総長は、その考え方を次のように表現した。「都市や地方自治体系企業は、分散化されたエネルギー供給体系の構築に貢献できるふさわしいパートナーである。当該企業は、既に先端技術分野に多額な投資を行い、たとえばコージェネレーションで環境に配慮したエネルギー供給を増やしている。しかし、真剣に気候保護に努めながら、再生可能なエネルギー供給の拡大を目指すためには、地方自治体系企業が、大型エネルギー企業と競争できるよう、市場での条件整備が必要である。大型エネルギー企業は、連邦政府が原子力発電所の運営期間の延長決定を下したため、かなり有利となっていた。しかし、現在の原子力発電についての議論は、再生可能エネルギーへの取り組みを進めるための条件を改善する機会でもある。地方自治体や地方自治体系企業が、信頼のある安全なエネルギー供給に貢献できることを政府に認識させ、もっと活用するように呼びかけている。」

再生可能なエネルギー供給は、適切なインフラを必要としている。ドイツ市町村連盟の事務総長は、「再生可能なエネルギーを段階的に拡大するためには、都市計画規制とともに『再生可能なエネルギー源法』の規制についても見直す必要がある」ことを強調している。また、「数千キロに及ぶ新しい送電線、電力貯蔵施設、新たなガス発電所や新型の石炭発電所が必要である。エネルギー供給体系の変更は、追加的投資なしではできない、と政治家も素直に認めなければならないし、その追加施設の建設には何十年も必要とされる通常の手続きが適切でないことも市民にはっきり説明する必要がある」と述べた。また、エネルギー効率の向上は、公的建設物のみならず、個人の建物、そして産業工程においても不可欠である。

地方自治体系企業連盟の事務総長は、連邦政府のエネルギー戦略の方向性は正しいもの、実施にはいくつかの課題が残っていると見ている。予定されていた原子力発電

所の運営延長は、エネルギー市場の閉塞効果をもたらし、それにより、時間が経つにつれて必要となる発電所の大幅な改良や更新などが進まなくなる。この点についての対応が必要である。地方自治体系企業は、中規模 5 基の発電所に相当する 5000 メガワットを発電するためにすでに 80 億ユーロを投資している。市営企業は、気候に影響を及ぼす温室効果ガスの排出を抑制するガス使用コージェネレーション施設に特に注目している。事務総長は、「原子力発電からの撤退が早められ、投資に必要な経済条件・計画条件が整えられれば、連盟の参加企業はさらに何十億ユーロの投資を行うこととなる」と強調した。

ただし、3 団体は、エネルギー政策のように重要な分野の実施には、広範な社会的な合意が必要である、とも強調している。地方自治体、そして地方自治体系企業は、この分野において、積極的な役割を引き受け、貢献する用意がある。このためには、すべての利害関係者が戦略策定に参加することが不可欠であり、地方自治体を最初の段階から参加させるよう 3 団体は連邦政府に呼びかけている。

また、この議論に並行して、連邦環境・自然保護・原子力安全省は連邦経済・技術省と連携して、再生可能なエネルギーへの転換を促進するための 6 段階計画を発表し、現在、連立政権内で検討中である。

参照

Der Städtetag, Pressemitteilung 30.3.2011,

<http://www.staedtetag.de/10/presseseecke/presseDienst/artikel/2011/03/30/00780/index.html>

Verband Kommunalen Unternehmen, Pressemitteilung 12.4.2011

<http://www.vku.de/service-navigation/presse/pressemitteilungen/liste-pressemitteilung/pressemitteilung-2711.html>

【フランクフルト市での「オープン・データ」とインターネットによる住民参加の試み】ドイツ

公共機関のデータを無料で公開し、市民、非営利団体、場合によっては企業がそれを利用し、新しい使い方を探る、いわゆる「オープン・データ」の動きについては、ドイツにも支持者が多いが、同時に個人データ保護に敏感な国でもあるため、あまり実施されていないのが現状である。

一方、市民と自治体の関係をより緊密にするためにインターネットを利用する取り組みは、引き続き好評である。電子政府や電子自治体の構築により、市民の利便性を増やし、行政コストを削減し、さらには市民参加を促し、地元での市民活動を拡大できるといった意義が認められているためである。

ブランデンブルク州では、市民と行政の連絡にインターネットを活用している事例がある。

州内の参加自治体では、様々な課題について市民からの報告を受け、解決の進捗状況を交通信号になぞらえて、赤・黄・青の色を使い、市民にウェブサイトで示している(月例報告 2010 年 10 月を参照)。このような事業は行政主導であるが、市民が主導しているものも見られる。フランクフルト市では、オープン・データとインターネットを活用した市民活動を結びつける試みが進行中である。学者で市民活動家であるクリスティアン・クロイツ氏は「フランクフルト創り・Frankfurt gestalten」というウェブサイトを立ち上げた。彼は、自分の居住地区の評議会に関わるなかで、フランクフルト市民がもっと市について多くの関心を持つよう、英国や米国の都市の試みにもヒントを受けて、このようなウェブサイトを考案した。

フランクフルト市は、16 地区に分けられ、それぞれ市民の直接選挙で選ばれた地区評議会が存在する。地区評議会の役割は、市議会や市行政に対して区を代表し、助言を行うことである。また、区内の住民一人当たり 1 ユーロという小規模な予算を地区の改善事業に自由に利用することもできる。地区評議会は、市では最も住民に近い民主的な組織であり、住民にとっては、最も近い行政相談窓口であるはずである。しかし、地区評議会は、実際には権限が少ない諮問機関であり、同時に、住民の地区評議会への関心度も低いのが現実である。「フランクフルト創り」は、本当の意味での市民主導の事業であり、住民が地区や市に対して関心を高め、情報を共有化することを目指している。そのため、「フランクフルト創り」のウェブサイトでは、様々な情報にアクセスできるようになっている。地区、課題、政党別に検索ができ、現在、どこでどのような議論がなされているかが分かり、また地図の形で課題が表示される機能もある。

オープン・データに関しては、フランクフルト市交通局が管理する交通量情報の提供から始まった。しかしながら、現在、市の他局が提供するデータは、利用者が加工して再利用できる形にはなっていないのが通常である。多くのドイツの地方自治体は、データを PDF ファイルで公開しており、そうしたデータは別のソフトウェアによる二次活用が不可能である。この点については、フランクフルト市はミュンヘン市を見習う点があるであろう。ドイツの活動家の間では、オープン・データ提供の好事例として、米サンフランシスコ市、英ロンドン市やマンチェスター市が挙げられている。

ドイツにおいては、「オープン・データ」という課題は、2010 年 3 月に設置された連邦議会の「インターネットとデジタル社会に関する特別委員会」において議論されている。特別委員会には、連邦議員 17 名、学識経験者・実務者 17 名のほか、18 番目の「学識経験者」として国民がインターネットで参加する機能を有している。特別委員会は、1 年間にわたり審議を行い、ネットの中立性、著作権、データ保護、メディア・リテラシー(情報評価・識別能力)の四分科会での中間報告をまとめた。特別委員会は、2012 年春まで引き続き活動する予定である。「オープン・データ」に関する要求は、あらゆる公的機関が対象となるべきであろう。さらに、ドイツのいくつかの都市が、外国の先進都市レベルに達す

るかどうかについて、今後見守っていく必要がある。

参照

Frankfurt gestalten: Bürger machen Stadt;

<http://www.frankfurt-gestalten.de/themenmap>

Die Zeit online 18.10.2010, 'Gebt uns unsere Daten wieder';

<http://www.zeit.de/digital/internet/2010-08/umfrage-open-data>

Deutscher Bundestag, Enquete-Kommission 'Internet und Digitale Gesellschaft';

<http://www.bundestag.de/internetenquete/index.jsp>

Frankfurter Rundschau online, 30.2.2011, 'Frankfurt & das Web: Kritikfähige Kommune';

<http://www.fr-online.de/frankfurt/kritikfaehige-kommune/-/1472798/7137684/-/index.html>